

補助対象経費一覧表

経費区分	内容等
報 償 費	・外部の講師又は専門的知識・技能を有する協力者（申請団体の構成員を除く）への謝金
旅 費 交 通 費	・打合せ等に係る公共交通機関等の交通費 ・講師等の交通費、宿泊費 ※合理的経路を用いて要する実費相当額（田尻町の一般職の職員の基準に準ずる）
印 刷 製 本 費	・ポスター、チラシ、パンフレット作成等の印刷製本費
消 耗 品 費	・事業に必要な消耗品の購入費
燃 料 費	・事業に必要な車両又は機械の燃料費 ※申請団体の構成員が提供する車両又は機械に係るものと除く
通 信 運 搬 費	・郵便代、その他事業の実施に必要な通信又は運搬に要する経費
保 険 料	・事業の実施に伴う保険料
委 託 料	・事業に必要な警備や会場設営等のための経費
使用料・賃借料	・車両、機械その他事業に必要な物品の借上料若しくは会場使用料
器 具 備 品 費	・当該事業に特化した機器類を購入するための経費 ※「ワクワクたじりまちづくり補助金」と標示すること。
そ の 他	・町長が対象経費と認めた経費

備考 1. 補助対象経費の決定は、この基準に基づき、審査会の審査を経て、町長が行います。

2. 食糧費（食事代や茶菓子代等）は、原則として対象となりません。